

意見書

平成 22 年 8 月 30 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail:

TEL

FAX

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情通審第49号で公告された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 23 年度以降の算定の在り方」答申(案)について、意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。

【総論】

この度、最新の実態を反映すると共に、一層のコスト削減が図られる長期増分費用モデルの改修を実施されたことについて、尽力されたモデル研究会構成員のご検討に深く感謝申し上げます。

しかしながら、今回のモデル見直しについては、あくまで従前の算定方式をベースに実施されたものであり、PSTN から光へのマイグレーションが顕在化していることから、以下の観点での算定方式見直しの速やかな検討が必要と考えます。

・長期増分費用方式導入の意義に則った見直し

本答申案においては、PSTN 技術に立脚した長期増分費用方式を継続することとなりましたが、PSTN から IP への通信技術の移行を鑑みると PSTN のみに依る算定では、長期増分費用方式の意義をいずれ達成できなくなるものと考えます。現行の方式を前提に、平成 23 年度以降も接続料金水準の上昇が予測されている以上、「ネットワークコストを現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を採用し、非効率性を排除する」という長期増分費用方式の導入の意義に立ち返った見直しが必要と考えます。

・PSTN から IP（メタルから光）へのマイグレーション期における利用者利便性の確保

NTT 東西殿から具体的な計画が示されない場合など、接続料金が、ユニバーサルサービスと位置付けられている加入電話の料金水準に影響するレベルに達した（もしくは見込まれる）場合は、利用者利益を確保する観点から直ちに見直しをすることが必要と考えます。

以下、弊社意見を申し述べます。

章		具体的内容
第4章 接続料における 東西格差	1. 経緯と現状	-
	2. 平成23年度以降 の接続料における 東西格差の扱い	長期増分費用方式による接続料金について、ユニバーサルサービスである加入電話等の料金水準に対する社会的要請を鑑みれば、NTT 東西殿で均一の接続料を設定することは、当面の間やむを得ないものと考えます。
第5章 改良モデルを用いた算定方式 の適用期間		「光の道」構想の議論がなされていること等をふまえ、適用期間を通例より短い2年間とされたことは適当と考えますが、NTT 東西殿のマイグレーション計画が具体的に示されない場合を勘案して、接続料金が利用者料金に影響するレベルまで達した（もしくは見込まれる）段階においては、改良モデル適用期間内であっても見直しを実施することが必要と考えます。
第6章 次期見直 に向けた課題	1. 接続料算定方式 の見直しに向けた 検討	<p>PSTN のみに立脚した算定の在り方については、見直しが必要であると考えます。</p> <p>長期増分費用方式を導入した意義は、ネットワークコストを現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術で利用する方法で算定することにあります。他方、通信事業者・通信機器ベンダーともに採用技術、技術開発を PSTN から IP にシフトさせており、PSTN による効率的な設備や技術の開発が今後期待できないこと、また保守料金の上昇等も経年で織り込まねばなることから、今後 PSTN に係るコスト低廉化は、償却期間の延長など限られた方法でしか実現できなくなると考えます。</p> <p>このようなことを鑑みると、算定方式による結果を主な判断基準とすることなく長期増分費用方式を導入した意義に立ち返り、非効率性を排除した接続料を設定し利用者利便に資する観点の見直しが必要と考えます。</p> <p>したがって、KDDI 殿やソフトバンク殿が提示された新たな算定方式は、IP 化もふまえた接続料算定の在り方の議論の端緒として検討に値するものと考えます。</p>

	2. その他	<p>「PSTNから IP 網への移行が進展するなどの環境変化は、長期増分費用方式に基づく接続料の他、ドライカップ接続料等のレガシー系接続料に対しても大きな影響を及ぼすことになる。」という報告書案の記載は、正に現状を反映したものと考えます。</p> <p>特にドライカップ接続料については既に上昇基調にあり、平成22年度ではNTT東日本殿で1,394円・NTT 西日本殿で1,391円に達しており今後の上昇傾向を鑑みると、競争事業者の利用者料金に影響を与える可能性が高いレベルまできています。このような状況の一方で、光ファイバ接続料も高止まりしていることで、事業者間による競争が活性化せず、結果的にブロードバンド利用者全体に不利益が生じることにつながってしまいかねません。</p> <p>本報告書案においては、平成22年2月22日付け情報通信審議会答申をふまえ、レガシー系接続料の算定の在り方については、<u>必要に応じ引き続き検討</u>と書かれているところですが、利用者の不利益等市場に対する影響を考えると、接続料抑制に向けた抜本的な接続料算定の見直しを<u>直ち</u>に行う必要があると考えます。</p>
--	--------	--

以上